

6 月定例議会一般質問答弁書

Q 1・2 号津波避難タワーを改築する考えはないか？

※まず、一般質問に入る前に、この 4 月に発生した熊本県震災で被災された皆様に哀悼の意を表すると共に一日も早い復興を、心からお祈りいたします。

質問 1 回目

現在、当町には津波避難タワーが 1 号～6 号まで完成をしております。3 号から 6 号に関しましては、二階部分に寒さ・暑さ・風雨等をしのぐ為に充実した部屋が整備されております。当然しっかりとした居住空間なので、備蓄品等の保管も管理できますし、水洗トイレも 3 箇所整備されている施設もあります。

南海トラフ巨大地震で想定されている津波からの避難施設としては、町民が避難後も自然気象により受けるダメージをしっかりとカバーできる施設と成っております。要するに二次災害が起こりにくい配慮がなされており、他町村と比較しても町民の生命を守るという意識の高さが感じられます。

しかしながら、1・2 号避難タワーに関しましては、当町でも最初に建設された避難タワーということも御座いまして、当時の段階においては建てる事を最優先とし、時間のかからない工法（工作物）として申請を行い建設しております。詳細な部分に対しての情報も乏しい状況であったと認識しております。

現在、1・2 号におきましては、工作物ということから諸問題が表面化し、3～6 号避難タワーとの比較も調査されており、飲料水・毛布等の備蓄品を確保しておく場所も無く、自然気象に対応するだけの環境下に無い状況にあり避難後の不安を抱えている。4 月 21 日に第 5 号避難タワーの視察も行い、地域住民・自主防災組織も行政に対し要望を上げております。他方で、議会に置きましても、総務民生常任委員会で視察も行った経緯がある。視察を行った後、議長より他市町村に同様な事例が無いか調査してほしいとの要望もしておりますが、正式な報告はなし。ここで 2 点質問を致します。

1、1・2号避難タワーの現状で、避難者が自然気象等に耐えうる状況にあると判断できるか、執行部の見解は？

2、以前より防災に関わる所管は総務課と認識しております。避難タワー及び避難施設等は所管通り総務課が窓口と成り対応して頂いております。津波対策である奈半利港内堤防・陸閘閉鎖に関しましても、総務課が所管であると解釈しておりましたが、地域振興課が対応しております。どうも防災と港湾事業のさび分けが複雑なように感じます。詳細について説明を求める。何故ならば、内容によって議会での所管常任委員会が変わるからである。

（総務民生常任委員会所管・地域振興常任委員会所管）

答弁者（総務課長 太田達也）

1・2号津波避難タワーにつきましては、議員のご質問にあったとおり、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況下において、早急に建設することを最優先に整備しておりますので、それ以後に建設した津波避難タワーの2階部分にある居住空間的な避難場所は整備できておりません。そのため現状では、寒さが厳しい真冬の夜などの気象条件によっては、困難な環境の中での避難となると思われます。

奈半利港内内堤防及び陸閘の整備事業につきましては、奈半利港湾施設の整備事業であるため地域振興課が対応しておりますが、防災事業としてとらえたほうが、わかりやすいと思われますので、今後は総務課の主管事業として対応していきたいと思います。

質問 2回目

1・2号避難タワーについては、工作物である為に法律上改修は出来ないとの答えであった。執行部から、法律上できないと言われれば疑う余地もありませんでした。しかし、私の心の片隅に本当に工作物であれば法律上改修は出来ないのかと言う疑問が生じ、調査した結果、執行部の答弁とは残念ながら異なる結論となりました。出典先は、5月10日高知県南海トラフ部・5月13日高知県建築指導課です。高知県の見解は、工作物であっても、建築基準法に準じる強度をクリアして、確認申請を提出すれば改修工事をするに何ら問題は無いとの回答でした。要するに、何を根拠に法律上できないと答弁して来たのかと

いう不信感を持ちました。しっかりと調査をしないで答えを出したという結果と成ります。再度 2 点質問を致します。

1、再度、強度調査をし確認申請をする考えはないか執行部の見解は？

2、約 5 年位前から私が主張しておりますが、内閣府の基準は、一時避難場所においては、1 人あたり 1.0 m²以上を確保することが望ましいという見解である。また奈半利町も同様であった。

現実に 3～6 号は収容人数を算出するにあたって平成 24 年の津波避難タワー設計のための手引き（高知県版）1.0 m²で算出しているではないか、なぜ、以前より主張をしてきた 1・2 号だけ、0.5 m²から 1.0 m²に変更できないのか理由がわからない。

法律的に問題があれば理解できますが、そうでは無く反対に平成 24 年の津波避難タワー設計のための手引き（高知県版）に準じて考えれば 5 年以上もの間対処しない事が手引きに準じていない結果と成り、変更をしない方がおかしい話と成りますよね？ この要望に関しましては担当課より一切答えが返って来ておりません。それとも何か 1・2 号に関わる特別な事情でもあるのかと考えてしまうのはごく自然な解釈であろうと思う次第です。

改めて収容人数の算出根拠、平成 24 年の津波避難タワー設計のための手引き（高知県版）に準じて変更すべきでは？

答弁者（総務課長 太田達也）

1・2 号津波避難タワーの改築につきましては、平成 28 年 3 月の全員協議会におきまして、他の自治体では改築していると思われる事例があるため、再度調査研究することとの指摘を受け、再調査を進めておりました。ただし調査結果が正式に出ていなかったために議会への報告はまだできておりません。しかしながら従前の調査が不十分であり、議員指摘のとおり、この度高知県建築住宅課から、構造計算上その強度がクリアできるものであれば、改築の手続きを進めることができるとの見解を得ましたので、準備が整い次第、強度等の調査を実施したいと考えております。

3～6 号津波避難タワーの収容人数の算出根拠が一人当たり 1.0 m²となっているのにもかかわらず、1・2 号津波避難タワーの収容人数の算出根拠が一人当たり 0.5 m²から変更されていないとのご指摘につきましては、1・2 号津波避難タ

ワーに関わる何らかの特別の事情があるために変更していない訳では決してありません。

当町の津波避難計画における避難者数につきましては、まず平成 24 年 3 月に L1 レベルの地震により発生する津波を想定して策定しました津波避難計画では 1 号津波避難タワーへの避難者数は 81 人、また平成 25 年 3 月に L2 レベルの地震により発生する津波を想定して策定しました津波避難計画では、1 号津波避難タワーへの避難者数は 102 人、2 号津波避難タワーへの避難者数は 77 人と想定しており、いずれの計画でも一人当たりおおむね 1.0 m²以上を確保するものとなっております。

しかしながら、これらの津波避難計画の策定にあたって、1・2 号津波避難タワーはもちろんのこと各避難場所への計画上想定される避難者数を公表していないため、各自主防災組織をはじめ住民の皆さんには、ご迷惑をおかけしたことに関しまして、担当者としてお詫び申し上げるとともに、後日、現時点での各避難場所への計画上の避難者数をお知らせするようにしたいと思います。

質問 3 回目

只今、総務課長の答弁の中で 1・2 号避難タワーの収容者数は、おおむね 1.0 m²に変更されている。また自主防災組織、地域住民に周知できていなかった。こういう答弁が全く町民目線に立っていない。言い訳であり、私から言わせれば詭弁である。

今後はこのような事が無いように厳しく指摘しておきます。

この 2 つの件に関しましては、最初の津波避難タワーが建設される際、実施設計の段階において地域住民とのコンセンサスも得ず、また収容人数の算出にも問題があると指摘もしてきましたが現在の状況に至っている。

問題提起をしても真摯な対応・説明が地域住民になされないという事に疑問を感じるのは当然の感情と理解致します。

皆様も御承知であろうかと思いますが 5 月 23 日のテレビニュース・翌日の新聞等で、現在南海トラフの歪が大きくなっており、四国沖ではプレートにかなりのストレスが溜まっている事が判明しております。町民が不安を感じるのは当然だと思います。

この 4 月に熊本県で起きた震災、行政を始め個人も地震に対する備えが十分

でなかった結果、復旧作業が遅延しております。

私がなぜ繰り返しこの問題を取り上げるか、町民の生命に関わる最重要課題だからである。

現在、当町におきましては確かに「ふるさと納税」等素晴らしい事業を展開し実績も上げ、全国的にも有名になりました。また今年 7 月より集落活動センターの活動も始まります。町民も大きな期待をしておる所ですが、やはり、それも町民が安全・安心な町に住んでいるからこそ出来る話ではないでしょうか？

本年度も町民の生命を守るという観点より、防災・減災事業は継続中ではございますが、今一度、町長、今一度 PDCA サイクルを念頭に置き、スパイラルアップさせて、**備えは十分か？ 抜かりはないか？** 再検証する必要があると考えるが、町長の見解を伺う

答弁者（町長 齊藤一孝）

寺村議員のご質問にお答えします。

まず 1 号 2 号の環境改善という事で、当時、これはご理解をして頂いている事であろうかと思えます。とりあえず海岸沿いの 1 号、2 号タワーにおいては幼稚保育が身近な所にあるという事で、建築基準、当時、建築による構造であれば、かなりの時間がかかるという事が想定されていた事であったと思えます。

私の中においても、津波の高さ、L1、L2 に関して現在では詳細な情報が明確になっており見直しが掛けられてきておりますが、当初 0.5 m²に 1 人というような形で、大体皆さんこの方向へ避難して頂くという想定で、世帯数、あるいはその地域の人口等も十分な検討がなされない中で建設に至った。

構造にしても、今課長の方がお答えしましたが、自分の中では、想定外の高い津波が来るとも視野に入れ、上へ継ぎ足せる設計を委託した。また議員の皆さんと一度現場を見に行った時に、余裕高 2 メートルから上へ何か防寒というか、冬場、あるいは 6 時間もあそこに滞在しないといけない。そういった時の対策は、折を見て対応していきたいという思いでずっといたところ、なかなか建築基準法で出来てない工作物はというような話が、実はありまして、その辺りは先ほど課長が申しあげましたように、もっとシビアに対応していたらと

思う次第です。

1・2号避難タワーに関しましては、現在では何とかできるような状況、ただ結果としては、まだこれから調査をしないといけないという事でございます。3号タワー以降に関しましては、平成24年の津波避難タワー設計のための手引き（高知県版）に準じて、避難タワーの様式といいますか、避難後の事も考慮され、6時間以上、あるいは避難生活が余儀なくされた場合は、1世帯あるいは2世帯でも生活が出来ていくんじゃないかというような事で、改善されていると感じております。

また熊本震災によって大きな見直しも想定される。そのような状況の中で、専門的な知識が求められる事から、いち早く情報をキャッチし県・国の指導を仰ぎながら、対応をして行く考えです。

熊本震災では、既に震度7が2回もきているということで、南海トラフ大地震等についてもいろんな見直しが想定されると考えております。

今後も避難場所につきましては、より良い環境整備をしていく為の努力をしていきたいと考えております。地域住民の皆様には、非常にいろんな意味でのご迷惑をおかけしたという事をお詫びを申し上げ、より良い物にしていく思いでございますので、どうか宜しくお願いします。以上です。ありがとうございました。